

# 産前産後期間相当分（4 か月分）の 国民健康保険税が減額されます！

## 対象となる方・届出期間

- 出産予定または出産した国民健康保険被保険者の人が対象です。  
※妊娠 85 日以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む）。
- 出産予定日の 6 か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の減額内容

- その年度に納める国保税の所得割と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。
- 減額の結果、すでに納めすぎていた場合には、還付されます。

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月 または出産月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

 ……免除対象期間

- ※ 産前産後期間相当分の所得割と均等割が年額から減額されます。産前産後期間の国保税が 0 円になるとは限りません。
- ※ 届出のあった月の翌月に、国民健康保険税（更正）決定通知を税務課から発行します。
- ※ 多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の 3 か月前から 6 か月相当分が減額されます。
- ※ 出産予定月と実際の出産月に変更があった場合に変更の届出は不要です。ただし、免除対象期間が年度をまたいだり、転入出により複数の市区町村で該当になったりする場合で、減額する額に差額が出る場合には、変更を申し出ることができます。
- ※ 村長が、出産被保険者について確認できた場合には、届出に基づかず、職権で適用します。

## 届出に必要な書類

- 1 産前産後期間に係る国民健康保険被保険者届出書（税務課または村 HP でダウンロードできます。）
  - 2 出産予定日、単胎または多胎がわかるもの（母子健康手帳など）
- ※ 転入前市区町村で産前産後期間に係る届出をしている場合には、その旨申し出てください。



## 届出先・問い合わせ先

野田村役場 〒028-8201 野田村大字野田第 20 地割 14 番地  
税務課 ☎0194-78-2930